

## ふるさと創生基金事業について

### 1 趣旨

ふるさと創生基金事業は、合併特例債等の活用により地域振興を図る事業や市の一体感を醸成する事業を行うものです。

それにより、市民と行政が協働し、連携して事業を実施し、その中で行政主体から地域住民主体への転換を図り、市民活動や地域活動を地域住民自ら考え、具体化し、実践していきます。

### 2 対象事業

各支所が行なう地域単位の地域振興のために企画する新規のソフト事業  
以前から行なわれている地域イベント等の拡充事業

継続事業の場合、継続の必要性などについて地域振興戦略部と協議することになります。  
建物や構造物の建設、備品購入については対象外となります。ただし、材料等を購入して、地域住民の直営による遊歩道や看板作成などについては、認めています。

対象となる事業（例）

地域資源を活用した事業
伝統文化の伝承等に関する事業
民間団体への助成
コミュニティ活動・自治会活動への助成
商店街活性化対策

### 3 事業の検討方法

次のいずれかの方法で行います。中之島地域では、現在の方式を採用しています。

地域委員会方式

（１）地域委員会で地域振興に関する事業についての提案・意見を出してもらう。

（２）地域委員会での意見を参考にふるさと創生事業実行委員会で事業を企画立案する。

（３）実行委員会で計画・立案された事業を最終的に地域委員会の審査を経て決定する。

実行委員会方式

（１）支所にふるさと創生事業実行委員会を設置する。

（２）実行委員会は、地域の地域振興に関する事業を検討し、事業の企画立案を行なう。

（３）計画・立案した事業は、地域委員会の審査を経て決定する。

### 4 過去の実施事業

別紙のとおり